

【別紙 2】

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号 又は第 4 号による随意契約の締結状況

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定に基づく随意契約の締結状況について、守口市契約規則第 15 条第 2 項の規定により、次のとおり公表します。

担当課	契約の内容（契約名称）	契約締結日	契約金額（円）	契約の相手方氏名 又は名称	随意契約によることとした理由
生涯学習・スポーツ振興課	もりぐち歴史館「旧中西家住宅」の清掃、 灌水、除草及び受付業務委託契約	令和 8 年 4 月 1 日	通常業務 (1 日 7 時間) 10,458 円 (税込) / 1 日 イベント開催・施設整備時業務 (1 時間あたり) 1,494 円 (税込) / 1 h	公益社団法人守口市シルバー人材センター 理事長 川部 政彦	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定するシルバー人材センターであり、本業務の履行が可能であるため。